

# 「ライドシェア」問題を考える

交通の安全と労働を考える市民会議

2016年9月29日

戸崎 肇

# シェアリング・エコノミーという考え方

- ○特に新しい考え方ではない
- ⇒今あるものを有効活用するという考え方
- ○タクシーやカーシェアリングもその一種である。
- ○合理的であることも確かだが、安全を担保しなければならない輸送サービスにおいては、その導入に対して慎重でなければならない。
- ○とりわけ、2020年に向けてという理由から性急に導入を進めていくことには疑問がある。

# すでに動き出したシェアリング・エコノミー

- ・ウーバー等ライドシェアの進出、民泊



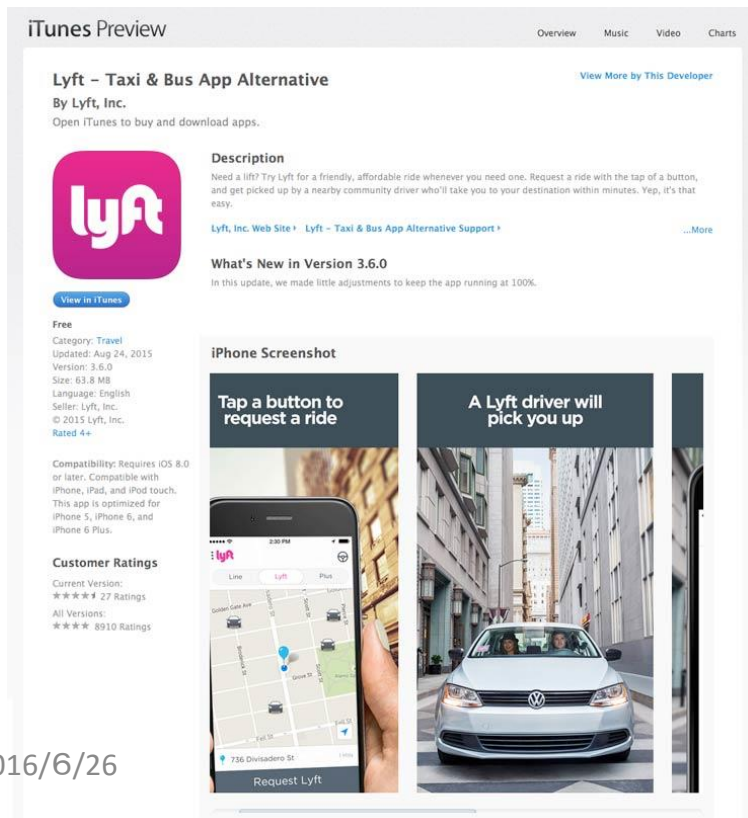
## 民泊を巡るトラブルや対策

※アンケートの回答などに基づく

トラブル	新東京区	外国人旅行客がマンション共用部分で大声で雑談したり、喫煙したりするなど、多数の苦情
	世田谷区	外国人がゴミを分別しないとの報告があり、現地で指導
	大阪市	マンションやビル1棟を民泊で使っている疑いのあるケースが判明。住民らから「防火面が心配」との苦情
対策等	札幌市	民泊が疑われる物件のオーナーに、連絡を求める文書をポストに入れる「手紙作戦」を実施
	金沢市	仲介サイトの掲載物件を調査。提供者と連絡が取れたケースは指導し、営業をやめさせるなどした
	京都市	マンションほぼ1棟を無許可で民泊に使っていた旅行会社などを、京都府警が旅館業法違反容疑で書類送検。市も実態調査のプロジェクトチーム設置
	福岡市	12月開催のコンサートに合わせ、期間限定の民泊を許可。検証し、今後継続するか検討する

# 規制改革の進め方の問題

- 利権に係るものが政策立案・推進に関与していいのか
- すでに制度を導入した国での問題をきちんと検証しているか
- (右表: 自交総連資料)



2016/6/26

ライドシェアに対する各国の規制	
2014年 ▲フランス	パリ地裁が違法判決
▲アメリカ	ネバダ地裁が仮差止命令
▲スペイン	マドリード商務裁判所がサービス停止の仮処分
▲インド	デリー首都圏で業務停止命令
▲韓国	ソウル検察が自家用車を用いたサービス等を行った代表者を起訴
2015年 ▲中国	配車アプリを使って自家用車に客を乗せる行為を禁止
▲ドイツ	フランクフルト地裁がドイツ全土で提供を禁止
▲ブラジル	リオデジャネイロ市が営業を禁止する法案を承認
▲I L O	ライドシェアに対する国内法規の全面的履行を加盟国に求めることを決議

(国交省の規制改革会議への回答、ITF資料から作成)

# ライドシェアの問題性

- 乗客の安全性は担保できるのか
- ①ドライバーの身元保証vsプライバシー保護の問題
- ②車両の整備責任、ドライバーの健康管理など
- ③相対取引の負担
- など
- 社会全体に対して
- ○必要性に応じた安定供給ができるのか(既存業者に対してはクリームスキミングの問題)

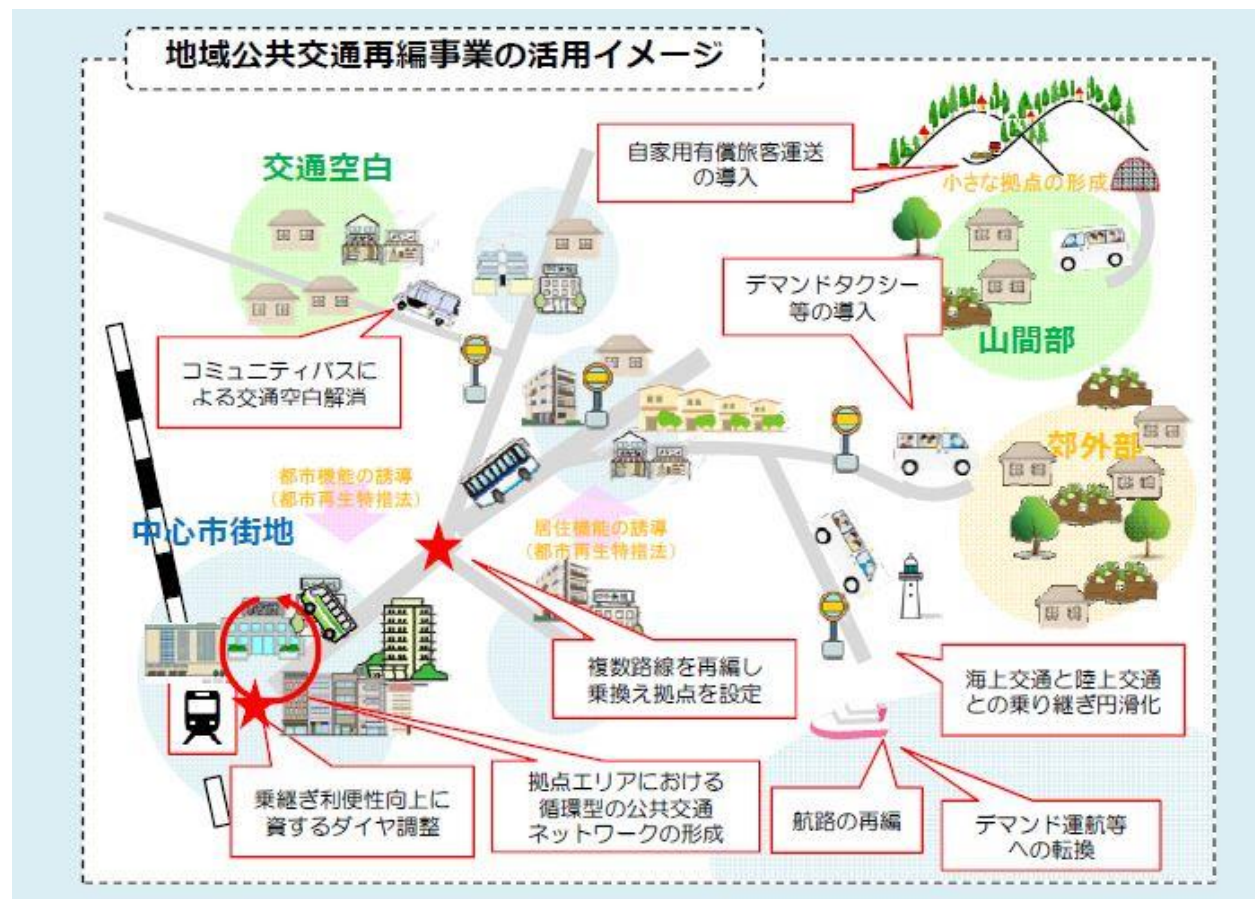
# 関連する問題：バス事故の多発

- 軽井沢での転落事故をはじめ、バスの事故が目立っている。
- ⇒ 運転者不足、健康管理体制などの不備



# 地域の交通政策のあり方

- 交通政策基本法はきちんと活かされているか
- ⇒ 地域交通計画の策定状況、そのための会議体は機能しているか



# 最後に

- 総体的な人材不足の問題をどう待遇改善につなげるか
- 適正な競争条件の担保
- 2020年に向けた安全対策の問題





ご清聴ありがとうございました。

